

労務通信

2013.6月号

「マイナンバー法」による会社実務への影響

◆概要と施行後の利用イメージ

5月9日の衆議院本会議で可決し、翌日より参議院本会議で審議入りしたことから、「マイナンバー法」が今国会で成立する見通しとなっています。

同法施行後は、国民1人ひとりに「マイナンバー」（以下、「番号」という）が割り当てられ、各種手続きや申請の場面で利用されることとなり、事務の効率化が図られる…というイメージはすでに多くの方がお持ちだと思いますが、実は、すぐにすべての場面で利用されるわけではありません。政府・与党の社会保障改革検討本部では、フェーズ1から3まで、段階的に利用範囲を拡大する構想を持っており、フェーズ1では社会保障および税の分野での利用、フェーズ2では幅広い行政分野での利用、フェーズ3では国民が自ら同意した場合の民間サービス等での利用、となっています。



◆給与計算、労働・社会保険に与える影響

では、給与計算や労働・社会保険の手続き実務は、どのように変わのでしょうか？まず、番号は各人に対して居住する市町村から通知されます。施行に伴い各種申請書等には番号を記載する欄が設けられますので、企業は従業員から番号の提供を受け、税務上はその番号を源泉徴収票等の記載欄に記載し、支払調書等提出することとなります。

なお、企業経営者には経営者個人の番号と法人に割り当てられる番号を紐付けすることにより、課税強化がなされることを心配する声がありますが、このような取扱いは法律で禁じられているため、個人の番号と法人の番号が紐付けされることはありません。

同様に、労働・社会保険の手続きにおいても申請書等に番号を記載しますが、厚生労働省の資料（「マイナンバー法案に係る厚生労働省関係の業務について」）によれば、傷病手当金支給申請者の所得確認や労災年金支給申請者の他給付の受給状況の確認、未支給となっている失業等給付や年金給付に関する手続き、国民年金保険料の免除申請等、様々な分野での利用が見込まれるだけでなく、添付書類の省略等も予定されています。

◆個人情報保護への影響

現行の個人情報保護法では、取扱件数が5,000件以下の事業者については個人情報取扱事業者に該当しませんが、マイナンバー法施行後は、これらの事業者についても個人情報取扱事業者と同様の安全管

合同労務・合同労働保険事務組合はGO&DOグループです
理措置等が求められることとなります。そのため、番号をどう管理するか、取扱いができる部署や担当者などをどのように制限するか等の社内規程の整備とそれに伴う手続きの制定、また、従業員に対する教育も必要となります。

助成金情報

◆受動喫煙防止対策助成金の対象が全業種に拡大（平成25年5月16日より）

厚生労働省は平成23年10月、受動喫煙を防止するための助成金制度を開始しました。当初は旅館業、料理店、飲食店を営む中小企業事業主に限られていましたが、平成25年5月16日より、対象事業主が全業種へ拡大されました。制度の主な変更点は以下の3点です。

受動喫煙防止対策助成金 改正点

① 対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大

※労働者災害補償保険(労災保険)の適用事業主であることが必要です。

② 補助率を費用の1/4から1/2に引き上げ

※上限200万円。

③ 交付の対象を喫煙室の設置費用のみに限定

※一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費が交付対象となります。

※工事着工前に「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」を所轄都道府県労働局長に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

詳細は、厚生労働省のホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000031xcl.html>

事務所よりひとこと

◆今年度から創設の助成金に注目を！

先月号から助成金情報を中心に情報をお届けしております。平成25年度に入り2ヶ月が経過いたしました。徐々に今年度の助成金の内容が明らかになってきています。早くからホームページ上では、『国会において予算が成立した後に実施予定です・・・』というような文言からはじまり、変更内容を知らせるリーフレット等を見かけるものの、具体的にいつから実施されるのか、申請の受付が始まっているのか、まだなのか。“いまいち判断が付きにくい周知方法だなあ。。”と実務をしていて感じます。

最近の助成金は統廃合がめまぐるしく行われますし、創設されても期間限定のものや、あまり利用がない助成金はすぐに廃止される傾向にあるように思います。まめに厚生労働省のホームページをチェックしていないとお得な助成金情報を見逃してしまうかもしれません。「この助成金、今どうなっているの?」という疑問・質問等ございましたら、当事務所までお気軽にお問い合わせください。